

千葉市耐震診断費補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 市長は、千葉市耐震診断助成事業要綱（以下「事業要綱」という。）第23条の規定に基づき、木造住宅及びマンションの耐震診断に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定め、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）、事業要綱及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところにより、その他の用語の意義は、事業要綱に定めるところによる。

- (1) 診断士耐震診断 木造住宅耐震診断士又はマンション耐震診断士が補助対象住宅を耐震診断することをいう。
- (2) 設計者耐震診断 補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士で、木造住宅にあつてはアに、マンションにあつてはイに該当する者が、当該住宅を耐震診断することをいう。
ア 事業要綱第10条第3号に規定する者
イ 事業要綱第18条第3号に規定する者
- (3) 耐震診断士等 診断士耐震診断及び設計者耐震診断を行う者をいう。

(業務の基本方針)

第3条 耐震診断士等は、事業要綱第15条及び第21条の規定を遵守して当該耐震診断を行わなければならない。

第2章 木造住宅耐震診断費補助金

(補助の対象)

第4条 木造住宅の耐震診断に要する費用に対する補助金の交付の対象となる耐震診断は、診断士耐震診断及び設計者耐震診断とする。

(経費及び補助額)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額（以下「補助額」という。）は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

- (1) 補助対象経費 補助対象住宅の耐震診断に要する費用で、耐震診断士等に支払った額
- (2) 補助額 補助対象経費の5分の4以内の額。ただし、9万6,000円を限度とする。なお、千円未満の端数は切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 木造住宅の耐震診断に係る補助金の交付を申請する者は、千葉市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、申請の受付期間内かつ耐震診断に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。ただ

し、第4号及び第5号の書類については、個人情報確認同意書（別記様式第1号）の提出により省略することができる。

- (1) 補助対象住宅の登記事項証明書又はそれに代わるもの
- (2) 補助対象住宅の平面図
- (3) 耐震診断に要する費用に係る見積書又はその写し
- (4) 申請者又は居住者の住民票の写し
- (5) 本市に在住している所有者全員又は申請者の滞納無証明書
- (6) 補助対象住宅の建築確認済証又はそれに代わるもの
- (7) 設計者耐震診断を行う場合は、補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士であることを証する書類及び耐震診断講習会修了証の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類
(交付決定通知等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに通知するものとする。

2 市長は、規則第4条第3項の規定により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、千葉市木造住宅耐震診断費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定による通知を受けた後に耐震診断に係る契約を締結し、補助事業に着手するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更又は補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 当該年度の1月末日までに第12条第1項の規定による報告ができない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合（以下「遅延等」という。）には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(事業内容の変更)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、次に掲げる事項について、事業の内容を変更する場合は、千葉市木造住宅耐震診断費補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、これにより補助額を増額することはできない。

- (1) 補助額が減額となる事業内容の変更を行うとき。
- (2) 耐震診断士を変更するとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該変更内容を審査し適当であると認めたとき、千葉市木造住宅耐震診断費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(事業の取下げ及び事業の中止)

第10条 補助金の交付を申請した者は、第7条第1項に規定する交付決定通知前に事業の取下げをしようとするときは、速やかに千葉市木造住宅耐震診断費補助事業取下げ届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第8条第1号に規定する事業の中止に係る承認を受けようとするときは、千葉市木造住宅耐震診断費補助事業中止承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、千葉市木造住宅耐震診断費補助事業中止承認書（様式第8号）により通知するものとする。

（遅延等の報告）

第11条 補助事業者は、第8条第2号に規定する遅延等に係る報告をするときは、千葉市木造住宅耐震診断費補助事業遅延等報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、千葉市木造住宅耐震診断費補助事業実績報告書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）耐震診断報告書
- （2）現地調査の写真その他関係資料
- （3）耐震診断の実施に係る契約書の写し
- （4）耐震診断に要した費用に係る領収書の写し

2 前項の規定による報告は、当該年度の1月末日までに行うものとする。

（額の確定通知）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合、提出された書類を審査し、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助額を確定し、千葉市木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第14条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を請求するときは、千葉市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

第3章 マンション耐震診断費補助金

第1節 共通事項

（補助の対象）

第15条 マンションの耐震診断に要する費用に対する補助金の交付の対象となる耐震診断は、診断士耐震診断及び設計者耐震診断とする。

（補助の条件）

第16条 市長は、マンション管理組合が、耐震診断を実施することについて、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条

若しくは第65条又は第52条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する集会の決議を行った場合でなければ、補助金を交付しないものとする。

2 市長は、予備診断の結果、本診断が必要であるとマンション耐震診断士が認めた場合でなければ、本診断に係る補助金を交付しないものとする。

（経費及び補助額）

第17条 補助対象経費及び補助額は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

	補助対象経費	補助額
予備診断	予備診断に要する費用で、耐震診断士等に支払った額	補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、1棟あたり3万4千円又は1管理組合あたり17万円のいずれか低額を限度とする。 なお、千円未満の端数は、切り捨てる。
本診断	本診断に要する費用で、耐震診断士等に支払った額	補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、400万円、又は次に定める金額で算出した額に3分の2を乗じた額のうちいずれか低い額を限度とする。 なお、千円未満の端数は、切り捨てる。 (1) 補助対象床面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡にその部分の面積を乗じた額 (2) 補助対象床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡にその部分の面積を乗じた額 (3) 補助対象床面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡にその部分の面積を乗じた額

第2節 予備診断

（交付の申請）

第18条 補助事業者となることを希望するマンション管理組合の代表者（以下「理事長」という。）は、予備診断に係る補助金の交付を申請しようとするとき、千葉県マンション耐震診断費補助金交付申請書〔予備診断〕（様式第13号）に次の各号に掲げる書類を添付して、申請の受付期間内かつ予備診断に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。

- (1) 建築確認通知書の写し又は建築台帳記載事項証明書
- (2) 予備診断実施に係る理事会の決議書等又はこれに代わるもの
- (3) 管理組合の役員名簿等、理事長であることが確認できる書類
- (4) 予備診断に要する費用に係る見積書又はその写し
- (5) 構造関係図書の目次の写し
- (6) 設計者耐震診断の場合、補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士であることを証する書類及び耐震診断講習会修了証の写し

2 千葉県耐震診断費補助事業抽選結果通知書（別記様式第2号）を受け、抽選結果が当

選となった者は、次の各号に掲げる書類を、速やかに市長に提出しなければならない。
ただし、申請件数が募集件数以内であった場合は、受付期間終了後速やかに提出すること。

- (1) 配置図、平面図、立面図等建物の概要がわかる図面
 - (2) 面積表等、用途別・階別・各住戸の面積が確認できるもの
 - (3) 管理規約の写し
 - (4) 区分所有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧表等、区分所有者が現に居住する住宅の戸数が確認できるもの
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定通知)

第19条 市長は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市マンション耐震診断費補助金交付決定通知書〔予備診断〕(様式第14号)により通知するものとする。

2 市長は、規則第4条第3項の規定により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、千葉市マンション耐震診断費補助金不交付決定通知書(様式第15号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第20条 市長は、前条により補助金の交付を決定する場合、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更又は補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 当該年度の1月末日までに第24条第1項の規定による報告ができない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合(以下「遅延等」という。)には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(事業内容の変更)

第21条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、次に掲げる事項について、事業の内容を変更する場合、千葉市マンション耐震診断費補助金変更交付申請書〔予備診断〕(様式第16号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、これにより補助額を増額することはできない。

- (1) 補助額が減額となる事業内容の変更を行うとき。
- (2) 耐震診断士を変更するとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該変更内容を審査し適当であると認めたとき、千葉市マンション耐震診断費補助金変更交付決定通知書〔予備診断〕(様式第17号)により通知するものとする。

(事業の取下げ及び事業の中止)

第22条 補助金の交付を申請した者は、第19条に規定する交付決定通知前に事業の取下げをしようとするときは、速やかに千葉市マンション耐震診断費補助事業取下げ届出書〔予備診断〕(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第20条第1号に規定する事業の中止に係る承認を受けようとするときは、千葉市マンション耐震診断費補助事業中止承認申請書〔予備診断〕(様式第19号)

を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、千葉市マンション耐震診断費補助事業中止承認書（様式第20号）により通知するものとする。

（遅延等の報告）

第23条 補助事業者は、第20条第2号に規定する遅延等に係る報告をするときは、千葉市マンション耐震診断費補助事業遅延等報告書〔予備診断〕（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第24条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、千葉市マンション耐震診断費補助事業実績報告書〔予備診断〕（様式第22号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）予備診断結果報告書
- （2）本診断に要する経費に係る見積書の写し
- （3）予備診断の実施に係る契約書の写し
- （4）予備診断に要した費用に係る領収書の写し

- 2 前項の規定による報告は、当該年度の1月末日までに行うものとする。

（額の確定通知）

第25条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合、提出された書類を審査し、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助額を確定し、千葉市マンション耐震診断費補助金額確定通知書〔予備診断〕（様式第23号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第26条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を請求するときは、千葉市マンション耐震診断費補助金交付請求書〔予備診断〕（様式第24号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときには、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

（代理受領）

第26条の2 補助事業者は、前条による補助金の請求及びその受領をマンション耐震診断士に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

- 2 前項による場合、補助事業者は第24条の規定による報告と同時に、代理請求及び代理受領委任状（別記様式第12号）を、市長に提出しなければならない。
- 3 第1項による場合、補助事業者が第25条の規定による通知を受け、マンション耐震診断士が補助金の交付を請求するときは、千葉市マンション耐震診断費補助金交付請求書〔予備診断〕（様式第24号の3）を、市長に提出しなければならない。

第3節 本診断

（交付の申請）

第27条 本診断に係る補助金の交付を申請する者は、千葉市マンション耐震診断費補助金交付申請書〔本診断〕（様式第25号）に次の各号に掲げる書類を添付して、申請の受

付期間内かつ本診断に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。ただし、予備診断に係る補助金の交付を受けていない場合には、第18条第1項に掲げる予備診断における必要書類（ただし、第18条第1項第2号、第4号に掲げる書類を除く。）を添えて予備診断報告書を提出するものとする。

- (1) 本診断に要する費用に係る見積書又はその写し
- (2) 本診断実施に係る総会の議決書又はこれに代わるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 千葉市耐震診断費補助事業抽選結果通知書（別記様式第2号）を受け、抽選結果が当選となった者は、予備診断に係る補助金の交付を受けていない場合、第18条第2項に掲げる書類を、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、申請件数が募集件数以内であった場合は、受付期間終了後速やかに提出すること。

（規定の準用）

第28条 前条の規定による申請があった場合、次の各号に掲げる事項については、第19条から第23条及び第25条から第26条の2の規定を準用する。

- (1) 交付決定通知及び不交付決定通知
- (2) 交付決定にあたり条件を附すること。
- (3) 事業内容の変更に係る申請及び決定通知
- (4) 事業の中止に係る承認申請及び承認通知
- (5) 遅延等の報告及び指示
- (6) 補助金の額の確定通知
- (7) 補助金の交付の請求
- (8) 補助金の代理受領

2 前項においては、次の表のア欄に掲げる規定の同表イ欄に掲げる字句は、同表ウ欄に掲げる字句に読み替えてこれらの規定を適用する。

ア	イ	ウ
第19条 第1項	千葉市マンション耐震診断費補助金交付決定通知書〔予備診断〕（様式第14号）	千葉市マンション耐震診断費補助金交付決定通知書〔本診断〕（様式第26号）
第21条 第1項	千葉市マンション耐震診断費補助金変更交付申請書〔予備診断〕（様式第16号）	千葉市マンション耐震診断費補助金変更交付申請書〔本診断〕（様式第16号の2）
第21条 第2項	千葉市マンション耐震診断費補助金変更交付決定通知書〔予備診断〕（様式第17号）	千葉市マンション耐震診断費補助金変更交付決定通知書〔本診断〕（様式第27号）
第22条 第1項	千葉市マンション耐震診断費補助事業取下げ届出書〔予備診断〕（様式第18号）	千葉市マンション耐震診断費補助事業取下げ届出書〔本診断〕（様式第18号の2）
第22条 第2項	千葉市マンション耐震診断費補助事業中止承認申請書〔予備診断〕（様式第19号）	千葉市マンション耐震診断費補助事業中止承認申請書〔本診断〕（様式第19号の2）

第23条	千葉県マンション耐震診断費補助事業遅延等報告書〔予備診断〕（様式第21号）	千葉県マンション耐震診断費補助事業遅延等報告書〔本診断〕（様式第21号の2）
第25条	千葉県マンション耐震診断費補助金額確定通知書〔予備診断〕（様式第23号）	千葉県マンション耐震診断費補助金額確定通知書〔本診断〕（様式第29号）
第26条 第1項	千葉県マンション耐震診断費補助金交付請求書〔予備診断〕（様式第24号）	千葉県マンション耐震診断費補助金交付請求書〔本診断〕（様式第24号の2）
第26条 の2 第3項	千葉県マンション耐震診断費補助金交付請求書〔予備診断〕（様式第24号の3）	千葉県マンション耐震診断費補助金交付請求書〔本診断〕（様式第24号の4）

（実績報告）

第29条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、千葉県マンション耐震診断費補助事業実績報告書〔本診断〕（様式第28号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）本診断結果報告書
- （2）本診断結果報告書の内容を要約した概要版
- （3）本診断の実施に係る契約書の写し
- （4）本診断に要した費用に係る領収書の写し

2 前項の規定による報告は、当該年度の1月末日までに行うものとする。

第4章 取消等

（決定の取消通知）

第30条 市長は、補助事業者が規則第17条第1項に規定する不正行為を行ったと認めた場合、千葉県耐震診断費補助金交付決定取消通知書（様式第30号）により補助事業者へ通知するものとする。

（返還命令）

第31条 市長は、規則第18条第1項の規定による補助金の返還命令を行う場合、千葉県耐震診断費補助金返還命令書（様式第31号）によるものとする。

第5章 雑則

（補則）

第32条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、様式の記名押印部分は平成26年6月1日から施行する。

- 2 この要綱の平成26年4月1日から施行する様式は、平成26年6月1日以降も当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。



千葉県木造住宅耐震診断費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
申請者住所 区
フリガナ
氏 名 (※)
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
連絡先電話番号
連絡先メールアドレス @

木造住宅の耐震診断に要する費用に対する補助金の交付を受けたいので、千葉県耐震診断費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
千葉県耐震診断助成事業要綱第 2 条第 1 2 号に定める木造住宅耐震診断

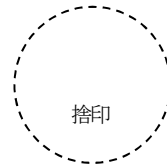
2 建築物の概要

所在地 (地名地番)			
建築年月日	年 月 日		
階 数	階	住宅区分	☐ 専用住宅 ☐ 兼用住宅
居住している者	☐ 所有者 (☐ 申請者 ☐ 申請者以外) ※所有者が居住していない場合 居住者氏名 () ☐ 配偶者 (所有者氏名:) ☐ 一親等の親族 (所有者氏名:)		
☐ 都市計画法又は建築基準法に違反していない ☐ 過去に千葉県耐震診断助成事業、千葉県耐震改修費補助事業又は千葉県耐震シェルター設置費補助事業による補助金の交付を受けていない			

3 交付申請額

金	万	千	百	十	円
			0	0	0

(裏)



4 耐震診断法の種類

- ☐ 一般診断法
☐ 精密診断法

5 交付申請額算出の基礎

(1) 補助対象経費（税抜の見積額） _____ 円 (A)

(2) 補助額の算定

ア 補助基本額 $A \times 4 / 5 =$ _____ 円 (B)

イ 限度額 96,000円 (C)

ウ 補助額 B又はCのいずれか低い額 _____ 円 *

(交付申請額は、千円未満を切り捨てる)

6 事業期間（予定）

(1) 着手 年 月 日

(2) 完了 年 月 日

7 耐震診断を実施する者

(1) 氏名 _____

(2) 区分 ☐ 千葉市木造住宅耐震診断士 登録番号 _____ 号

☐ 補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士

耐震診断講習会受講日 年 月 日

(添付書類)

- 1 登記事項証明書（建物） (※1)
- 2 住宅の平面図（住宅であることが確認ができるもの）
- 3 見積書（耐震診断にかかる経費の内訳がわかるもの）又はその写し
- 4 住民票の写し（申請者のもの。ただし、申請者が居住していない場合は、当該住宅に居住している所有者の配偶者又は一親等の親族のもの） (※2)
- 5 滞納無証明書（千葉市内に在住している所有者全員又は申請者のもの） (※2)
- 6 建築確認済証又はそれに代わるもの
- 7 診断者の資格を証する書類 (※3) 千葉市木造住宅耐震診断士以外の場合のみ
- 8 その他市長が必要と認める書類

(※1)同意書 所有者が複数人いる場合、所有者全員からの同意書

申請者が居住していない場合、居住者からの同意書

申請者が所有者ではない場合、所有者全員からの同意書

(※2)個人情報確認同意書(別記様式様式第1号) 4及び5を省略可能

(※3)診断者の資格を証する書類とは

ア 補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士であることを証する書類

イ 木造住宅耐震診断講習会受講修了証の写し

様

千葉市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった木造住宅耐震診断費補助金について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市耐震診断費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震診断助成事業要綱第2条第12号に定める木造住宅耐震診断

2 補助対象住宅の所在地

区

3 補助金の交付決定額

	万	千	百	十	円
金			0	0	0

4 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更又は事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 当該年度の1月末日までに耐震診断の完了を報告できない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 千葉市補助金等交付規則、千葉市耐震診断助成事業要綱及び千葉市耐震診断費補助金交付要綱を遵守すること。

様

千葉市木造住宅耐震診断費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった木造住宅耐震診断費補助金について、次の理由により交付しないことを決定したので、千葉市耐震診断費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



(理 由)

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。



千葉市木造住宅耐震診断費補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー

申請者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号により耐震診断費補助金の交付が決定された耐震診断について、下記のとおり変更したいので、千葉市耐震診断費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 補助対象住宅の所在地 (地番)

区

2 変更事項

☐ 補助対象経費 (見積額)

☐ 耐震診断を行う者

☐ その他＝

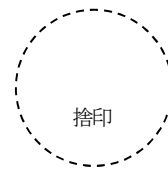
3 変更理由

4 交付申請額 (※)

金	万	千	百	十	円
			0	0	0

(裏面に続く)

(裏)



5 交付申請額算出の基礎

(1) 補助対象経費（見積額） _____ 円 (A)

(2) 補助額の算定

ア 補助基本額 $A \times 4 / 5 =$ _____ 円 (B)

イ 限度額 96,000円 (C)

ウ 補助額 B又はCのいずれか低い額 _____ 円 *

(交付申請額は、千円未満を切り捨てる)

6 耐震診断法の種類

☐ 一般診断法

☐ 精密診断法

7 事業期間（予定）

(1) 着手 年 月 日

(2) 完了 年 月 日

8 耐震診断を行う者

(1) 氏名 _____

(2) 区分 ☐ 千葉市木造住宅耐震診断士 登録番号 _____ 号

☐ 補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所
所に勤務する建築士

耐震診断講習会受講日 年 月 日

(添付書類)

1 補助対象経費を変更する場合

変更後の補助対象経費に係る見積書又はその写し

2 耐震診断を行う者を変更する場合で、耐震診断を行う者が千葉市木造住宅耐震診断士でなく、補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士である場合

(1) 補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士であることを証する書類

(2) 木造住宅耐震診断講習会受講修了証の写し

様

千葉市木造住宅耐震診断費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった耐震診断費補助金に係る変更交付申請について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市耐震診断費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震診断助成事業要綱第2条第12号に定める木造住宅耐震診断

2 補助対象住宅の所在地

区

3 補助金の交付決定額（変更後）

	万	千	百	十	円
金			0	0	0

4 補助金の増減額

マイナス , 000円(従前の交付決定額 , 000円)

5 変更内容

6 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更又は事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 当該年度の1月末日までに耐震診断の完了を報告できない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告しその指示を受けること。
- (3) 千葉市補助金等交付規則、千葉市耐震診断助成事業要綱及び千葉市耐震診断費補助金交付要綱を遵守すること。



千葉市木造住宅耐震診断費補助事業取下げ届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

申請者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付けで耐震診断費補助金の交付申請を行いました。が、下記の理由により耐震診断の交付申請を取り下げたいので、千葉市耐震診断費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により本届出書を提出します。

1 補助対象住宅の所在地 (地番)
区

2 取下げの理由



千葉市木造住宅耐震診断費補助事業中止承認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

申請者住所 区

フリガナ
氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で耐震診断費補助金の交付決定のあった耐震診断を中止し、交付申請を取り下げたいので、千葉市耐震診断費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により申請します。

1 補助対象住宅の所在地 (地番)
区

2 中止の理由

様

千葉市木造住宅耐震診断費補助事業中止承認書

年 月 日付けで申請のあった耐震診断費補助事業の中止について、承認
します。

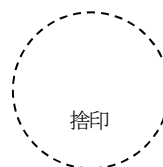
ついては、年 月 日付け千葉市指令 第 号の耐震診断費補助
金の交付決定を取り消したので、千葉市耐震診断費補助金交付要綱第10条第3項の規定
により通知します。

年 月 日

千葉市長



- 1 補助事業の目的及び内容
千葉市耐震診断助成事業要綱第2条第12号に定める木造住宅耐震診断
- 2 補助対象住宅の所在地
区
- 3 取り消す補助金の交付決定額
，000円



千葉県木造住宅耐震診断費補助事業遅延等報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

報告者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号で耐震診断費補助金の交付決定のあった耐震診断について、当初の計画どおり実施することが困難となりましたので、千葉県耐震診断費補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

1 補助対象住宅の所在地(地番)

区

2 報告事項

- ☐ 当該年度の1月末日までに完了しない(完了予定日: 年 月 日)
- ☐ 事業の遂行が困難となった
- ☐ その他＝

3 理由

--



千葉市木造住宅耐震診断費補助事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

報告者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった耐震診断が完了したので、千葉市耐震診断費補助金交付要綱第12条第1項の規定により報告します。

1 補助対象住宅の所在地（地番）

区

2 事業期間

着手 年 月 日

完了 年 月 日

3 補助金の交付決定額

	万	千	百	十	円
金			0	0	0

(添付書類)

- 耐震診断報告書
- 現地調査の写真、その他関係資料
- 耐震診断の実施に係る契約書の写し
- 耐震診断に要した費用に係る領収書の写し

様

千葉市木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市木造住宅耐震診断費補助事業実績報告書及び提出された書類を審査した結果、耐震診断に対する補助額を次のとおり確定したので、千葉市耐震診断費補助金交付要綱第 1 3 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

	万	千	百	十	円
金			0	0	0

- 1 補助事業の目的及び内容
千葉市耐震診断助成事業要綱第 2 条第 1 2 号に定める木造住宅耐震診断
- 2 補助対象住宅の所在地
区



千葉市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

請求者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市達 第 号千葉市木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書により確定した補助金について、千葉市耐震診断費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、その交付を請求します。

交付請求額

金	万	千	百	十	円
			0	0	0



千葉市マンション耐震診断費補助金交付申請書
[予備診断]

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
申請者住所 区

管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

マンションの予備診断に対する補助金の交付を受けたいので、千葉市耐震診断費補助金
交付要綱第18条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
千葉市耐震診断助成事業要綱第2条第13号に定める予備診断
- 2 補助対象住宅の所在地(地番)、名称
(1) 所在地 区
(2) マンション名
- 3 交付申請額(※)

金	十万	万	千	百	十	円
				0	0	0

- 4 交付申請額算出の基礎
- (1) 補助対象経費(税抜きの見積額) _____ 円 (A)
- (2) 補助額の算定
- ア 補助基本額 $A \times 2 / 3 =$ _____ 円 (B)
- イ 限度額
- (ア) 3万4千円 $\times$ 棟数 = 3万4千円 $\times$ 棟 = _____ 円 (C)
- (イ) _____ 170,000円 (D)
- ウ 補助額 B、C又はDのいずれか低い額 _____ 円 *

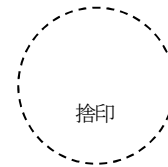
(交付申請額は、千円未満を切り捨てる)

- 5 事業期間(予定)
- (1) 着手 年 月 日
- (2) 完了 年 月 日

(裏面に続く)

(裏)

※複数棟申請する場合は、棟ごとに裏面を作成し、提出してください。



6 要件

		要綱で定める要件	申請の内容
建物の要件	建築時期	昭和56年5月31日以前	建築：昭和 年 月 日
	構造	S造、RC造、SRC造	造
	階数	地上階数が3以上	階建
	延べ面積	1,000㎡以上	㎡
	住宅以外の部分の床面積の割合	50%未満	住宅以外の部分の床面積 ㎡ 割合 %
構造関係図書		設計図又は竣工図等有る	有・無
管理組合での決議		理事会の決議があること	年 月 日決議

7 耐震診断を行う者

- (1) 氏名 _____
- (2) 区分 ☐ 千葉市マンション耐震診断士 登録番号 _____ 号
☐ 補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所
所に勤務する建築士
耐震診断講習会受講年月日 _____ 年 月 日

(添付書類)

- 全ての申請者が提出するもの
 - 建築確認通知書の写し又は建築台帳記載事項証明書
 - 予備診断実施に係る理事会の決議書又はこれに代わるもの
 - 管理組合の役員名簿等、申請者が管理組合の代表者であることが確認できる書類
 - 予備診断に要する費用に係る見積書又はその写し
 - 構造関係図書（構造図面又は竣工図等）の目次の写し
- 次に該当するマンションのみ提出するもの
 - 住宅以外の用途がある複合マンションの場合
住宅以外の部分の床面積の計算書
 - 耐震診断を行う者が千葉市マンション耐震診断士ではなく、補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士である場合
ア 補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士であることを証する書類
イ 耐震診断講習会受講修了証の写し
- 補助事業対象者に決定後提出するもの
 - 配置図、平面図、立面図等建物の概要がわかる図面
 - 面積表等、用途別・階別・各住戸の面積が確認できるもの
 - 管理規約の写し
 - 区分所有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧表等、区分所有者が現に居住する住宅の戸数が確認できるもの

(管理組合の名称)

(役職)

様

千葉市マンション耐震診断費補助金交付決定通知書
[予備診断]

年 月 日付けで申請のあったマンション耐震診断費補助金について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市耐震診断費補助金交付要綱第19条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震診断助成事業要綱第2条第13号に定める予備診断

2 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

3 補助金の交付決定額

	十万	万	千	百	十	円
金				0	0	0

4 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更又は事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 当該年度の1月末日までに予備診断の完了を報告できない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 千葉市補助金等交付規則、千葉市耐震診断助成事業要綱及び千葉市耐震診断費補助金交付要綱を遵守すること。

(管理組合の名称)
(役職)
様

千葉市マンション耐震診断費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったマンション耐震診断費補助金〔 予備診断・本診断 〕について、次の理由により交付しないことを決定したので、千葉市耐震診断費補助金交付要綱〔 第19条第2項・第19条第2項を準用する第28条 〕の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



(理 由)

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県マンション耐震診断費補助金変更交付申請書
[予備診断]

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
申請者住所 区

管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号により耐震診断費補助金の交付
が決定された予備診断について、下記のとおり変更したいので、千葉県耐震診断費補助金
交付要綱第21条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助対象住宅の名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

2 変更事項

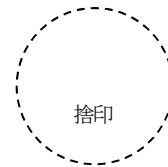
☐ 補助額☐ 診断者

3 変更内容

	変更前	変更後
内容		

4 変更理由

(裏)



5 交付申請額（＊）

	十万	万	千	百	十	円
金				0	0	0

6 交付申請額算出の基礎（予備診断費）

(1) 補助対象経費（税抜きの見積額） _____ 円 (A)

(2) 補助額の算定

ア 補助基本額 $A \times 2 / 3 =$ _____ 円 (B)

イ 限度額

(ア) 3万4千円×棟数＝3万4千円× 棟＝ _____ 円 (C)

(イ) _____ 170,000円 (D)

ウ 補助額 B、C又はDのいずれか低い額 _____ 円 *

(交付申請額は、千円未満を切り捨てる)

7 事業期間（予定）

(1) 着手 年 月 日

(2) 完了 年 月 日

(添付書類)

1 補助額を変更する場合

変更後の補助対象経費に係る見積書又はその写し

2 診断者を変更する場合で、耐震診断を行う者が千葉県マンション耐震診断士ではなく、補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士である場合

(1) 補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士であることを証する書類

(2) 耐震診断講習会受講修了証の写し

千葉県マンション耐震診断費補助金変更交付申請書
[本診断]

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
申請者住所 区

管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号により耐震診断費補助金の交付
が決定された本診断について、下記のとおり変更したいので、千葉県耐震診断費補助金交
付要綱第28条の規定により準用する第21条第1項の規定により下記のとおり申請しま
す。

記

1 補助対象住宅の名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

2 変更事項

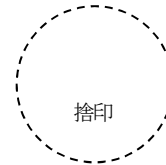
☐ 補助額☐ 診断者

3 変更内容

	変更前	変更後
内容		

4 変更理由

(裏)



5 交付申請額（＊）

金	百万	十万	万	千	百	十	円
					0	0	0

6 交付申請額算出の基礎（本診断費）

見積りによる金額 (税抜き)	円 (ア)		
	(ア) × 2 / 3	円 (A)	
面積単価による 限度額	補助対象床面積	面積単価	金 額
	1,000 m ² 以内	m ²	3,670 円
	1,000 m ² を超えて2,000 m ² 以内	m ²	1,570 円
	2,000 m ² を超える	m ²	1,050 円
	合 計 (イ)		円
	(イ) × 2 / 3	円 (B)	
限 度 額	4, 0 0 0, 0 0 0円 (C)		
補 助 額	A、B又はCの いずれか低い額	円 * (交付申請額は、千円未満を切り捨てる)	

7 事業期間（予定）

- (1) 着手 年 月 日
(2) 完了 年 月 日

(添付書類)

- 補助額を変更する場合
変更後の補助対象経費に係る見積書又はその写し
- 診断者を変更する場合で、耐震診断を行う者が千葉県マンション耐震診断士ではなく、補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士である場合
 - 補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士であることを証する書類
 - 耐震診断講習会受講修了証の写し

(管理組合の名称)

(役職)

様

千葉市マンション耐震診断費補助金変更交付決定通知書
[予備診断]

年 月 日付けで申請のあった耐震診断費補助金[予備診断]に係る変更交付申請について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市耐震診断費補助金交付要綱第 21 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震診断助成事業要綱第 2 条第 13 号に定める予備診断

2 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

3 補助金の交付決定額 (変更後)

	十万	万	千	百	十	円
金				0	0	0

4 補助金の変更額

マイナス , 000 円 (従前の交付決定額 , 000 円)

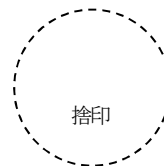
5 変更内容

6 交付の条件

(1) 事業の内容を変更又は事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 当該年度の 1 月末日までに予備診断の完了を報告できない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告しその指示を受けること。

(3) 千葉市補助金等交付規則、千葉市耐震診断助成事業要綱及び千葉市耐震診断費補助金交付要綱を遵守すること。



千葉県マンション耐震診断費補助事業取下げ届出書

[予備診断]

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
申請者住所 区

管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付けで耐震診断費補助金[予備診断]の交付申請を行いました
が、下記の理由により耐震診断の交付申請を取り下げたいので、千葉県耐震診断費補助金
交付要綱第22条第1項の規定により本届出書を提出します。

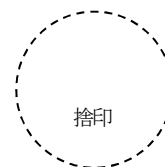
1 補助対象住宅の所在地(地番)、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

2 取下げの理由

--



千葉県マンション耐震診断費補助事業取下げ届出書

[本診断]

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
申請者住所 区

管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付けで耐震診断費補助金[本診断]の交付申請を行いました、
下記の理由により耐震診断の交付申請を取り下げたいので、千葉県耐震診断費補助金交付
要綱第28条の規定により準用する第22条第1項の規定により本届出書を提出します。

1 補助対象住宅の所在地(地番)、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

2 取下げの理由

--



千葉市マンション耐震診断費補助事業中止承認申請書
[予備診断]

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 区
申請者住所

管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

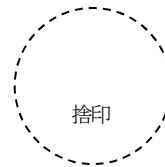
連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で耐震診断費補助金の交付決定のあった予備診断を中止し、交付申請を取り下げたいので、千葉市耐震診断費補助金交付要綱第22条第2項の規定により申請します。

1 補助対象住宅の所在地(地番)、名称

- (1) 所在地 区
- (2) マンション名

2 中止の理由



千葉県マンション耐震診断費補助事業中止承認申請書

[本診断]

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
申請者住所 区

管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で耐震診断費補助金の交付決定のあった本診断を中止し、交付申請を取り下げたいので、千葉県耐震診断費補助金交付要綱第28条の規定により準用する第22条第2項の規定により申請します。

1 補助対象住宅の所在地(地番)、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

2 中止の理由

--

(管理組合の名称)

(役職)

様

千葉市マンション耐震診断費補助事業中止承認書

年 月 日付けで申請のあった耐震診断費補助事業〔 予備診断・本診断 〕の中止について、承認します。

ついては、年 月 日付け千葉市指令 第 号の耐震診断費補助金〔 予備診断・本診断 〕の交付決定を取り消したので、千葉市耐震診断費補助金交付要綱〔 第22条第3項・第28条の規定により準用する第22条第3項 〕の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震診断助成事業要綱第2条第13号又は第14号に定める〔 予備診断・本診断 〕

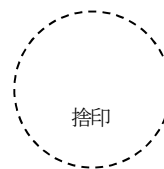
2 補助対象住宅の所在地（地番）、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

3 取り消す補助金の交付決定額

, 000円



千葉県マンション耐震診断費補助事業遅延等報告書

[予備診断]

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
報告者住所 区
管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で耐震診断費補助金の交付決定のあった予備診断について、当初の計画どおり実施することが困難となりましたので、
千葉県耐震診断費補助金交付要綱第23条の規定により報告します。

1 補助対象住宅の所在地(地番)、名称

(1) 所在地 区

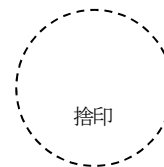
(2) マンション名

2 報告事項

- ☐ 当該年度の1月末日までに完了しない(完了予定日: 年 月 日)
- ☐ 事業の遂行が困難となった
- ☐ その他＝

3 理由

--



千葉県マンション耐震診断費補助事業遅延等報告書

[本診断]

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
報告者住所 区
管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で耐震診断費補助金の交付決定のあった本診断について、当初の計画どおり実施することが困難となりましたので、千葉県耐震診断費補助金交付要綱第28条の規定により準用する第23条の規定により報告します。

1 補助対象住宅の所在地(地番)、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

2 報告事項

- ☐ 当該年度の1月末日までに完了しない(完了予定日: 年 月 日)
- ☐ 事業の遂行が困難となった
- ☐ その他＝

3 理由

--

千葉県マンション耐震診断費補助事業実績報告書
[予備診断]

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
報告者住所 区

管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった予備診断を完了したので、千葉県耐震診断費補助金交付要綱第 2 4 条第 1 項の規定により報告します。

1 補助対象住宅の所在地(地番)、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

2 事業期間

着手 年 月 日

完了 年 月 日

3 補助金の交付決定額

	十万	万	千	百	十	円
金				0	0	0

(添付書類)

- 1 予備診断結果報告書
- 2 本診断に要する費用の経費に係る見積書又はその写し
- 3 予備診断の実施に係る契約書の写し
- 4 予備診断に要した費用に係る領収書の写し

(管理組合の名称)

(役職)

様

千葉市マンション耐震診断費補助金額確定通知書
[予備診断]

年 月 日付け千葉市マンション耐震診断費補助事業実績報告書〔予備診断〕及び提出された書類を審査した結果、予備診断に要した費用に対する補助額を次のとおり確定したので、千葉市耐震診断費補助金交付要綱第 2 5 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



	十万	万	千	百	十	円
金				0	0	0

1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震診断助成事業要綱第 2 条第 1 3 号に定める予備診断

2 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名



千葉県マンション耐震診断費補助金交付請求書

[予備診断]

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー 区
請求者住所
管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市達 第 号千葉県マンション耐震診断費
補助金額確定通知書予備診断により確定した補助金について、千葉県耐震診断費補助金交
付要綱第 2 6 条第 1 項の規定により、その交付を請求します。

交付請求額

金	十万	万	千	百	十	円
				0	0	0



千葉県マンション耐震診断費補助金交付請求書

[本診断]

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
請求者住所 区
管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市達 第 号千葉県マンション耐震診断費
補助金額確定通知書本診断により確定した補助金について、千葉県耐震診断費補助金交付
要綱第 2 8 条の規定により準用する第 2 6 条第 1 項の規定により、その交付を請求します。

交付請求額

金	百万	十万	万	千	百	十	円
					0	0	0



千葉県マンション耐震診断費補助金交付請求書

[予備診断]

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
住 所

会 社 名

代表者氏名 印

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市達 第 号千葉県マンション耐震診断費補助金額確定通知書予備診断により確定した補助金について、千葉市耐震診断費補助金交付要綱第 2 6 条の 2 第 3 項の規定により、その交付を請求します。

交付請求額

金	百万	十万	万	千	百	十	円
					0	0	0



千葉市マンション耐震診断費補助金交付請求書

[本診断]

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 所

会 社 名

代表者氏名 印

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市達 第 号千葉市マンション耐震診断費補助金額確定通知書本診断により確定した補助金について、千葉市耐震診断費補助金交付要綱第 2 6 条の 2 第 3 項の規定を準用する第 2 8 条の規定により、その交付を請求します。

交付請求額

金	百万	十万	万	千	百	十	円
					0	0	0



千葉県マンション耐震診断費補助金交付申請書
[本診断]

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー 区
申請者住所
管理組合の名称
代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号
連絡先メールアドレス @

マンションの本診断に対する補助金の交付を受けたいので、千葉県耐震診断費補助金交付要綱第27条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
千葉県耐震診断助成事業要綱第2条第14号に定める本診断
- 2 補助対象住宅の所在地(地番)、名称
(1) 所在地 区
(2) マンション名
- 3 交付申請額(※)

金	百万	十万	万	千	百	十	円
					0	0	0

4 交付申請額算出の基礎

見積りに よる金額 (税抜き)	円 (ア)		
	(ア) × 2 / 3	円 (A)	
面積単価 に よ る 限 度 額	補 助 対 象 床 面 積	面 積 単 価	金 額
	1, 000 m ² 以内	m ²	3, 670 円
	1, 000 m ² を超えて2, 000 m ² 以内	m ²	1, 570 円
	2, 000 m ² を超える	m ²	1, 050 円
	合 計 (イ)		円
	(イ) × 2 / 3	円 (B)	
限 度 額	4, 0 0 0, 0 0 0 円 (C)		
補 助 額	A、B又はCの いずれか低い額	円 * (交付申請額は、千円未満を切り捨てる)	

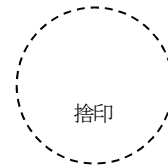
(交付申請額は、千円未満を切り捨てる)

5 事業期間(予定)

- (1) 着手 年 月 日
(2) 完了 年 月 日

(裏)

※複数棟申請する場合は、棟ごとに裏面を作成し、提出してください。



6 要件

		要綱で定める要件	申請の内容
建築物の要件	建築時期	昭和56年5月31日以前	昭和 年 月 日
	構造	S造、RC造、SRC造	造
	階数	地上階数が3以上	階建
	延べ面積	1,000㎡以上	㎡
	住宅以外の部分の床面積の割合	50%未満	住宅以外の部分の床面積 ㎡ 割合 %
構造関係図書		設計図又は竣工図等有る	有・無
管理組合の決議		総会等の決議があること	年 月 日決議

7 耐震診断を行う者

(1) 氏名 _____

(2) 区分 ☐ 千葉市マンション耐震診断士 登録番号 _____ 号
☐ 補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所
所に勤務する建築士
耐震診断講習会受講年月日 _____ 年 月 日

(添付書類)

1 全ての申請者が提出するもの

※ただし、予備診断に係る補助金の交付を受けた場合、(3)～(8)は省略できる。

(1) 本診断に要する費用に係る見積書又はその写し

※予備診断に係る補助金の交付を受けていない場合で、実績報告時に提出したものと金額、
内容等に変更がない場合は省略できる。

(2) 本診断実施に係る総会の決議書又はこれに代わるもの

(3) 予備診断結果報告書

(4) 建築確認通知書の写し又は建築台帳記載事項証明書

(5) 管理組合の役員名簿等、申請者が管理組合の代表者であることが確認できる書類

(6) 構造関係図書(構造図面又は竣工図等)の目次の写し

(7) 住宅以外の部分の床面積の計算書(住宅以外の用途がある複合マンションの場合)

(8) 耐震診断を行う者が千葉市マンション耐震診断士ではなく、補助対象住宅の当初
の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士である場合
ア 補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤
務する建築士であることを証する書類

イ 耐震診断講習会受講修了証の写し

2 補助事業対象者に決定後提出するもの

※ただし、予備診断に係る補助金の交付を受けた場合は省略できる。

(1) 配置図、平面図、立面図等建物の概要がわかる図面

(2) 面積表等、用途別・階別・各住戸の面積が確認できるもの

(3) 管理規約の写し

(4) 区分所有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧表等、区分所有
者が現に居住する住宅の戸数が確認できるもの

(管理組合の名称)
(役職)

様

千葉市マンション耐震診断費補助金交付決定通知書
[本診断]

年 月 日付けで申請のあったマンション耐震診断費補助金について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市耐震診断費補助金交付要綱第 28 条の規定により準用する第 19 条第 1 項の規定により、通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震診断助成事業要綱第 2 条第 14 号に定める本診断

2 補助対象住宅所在地、名称

- (1) 所在地 区
- (2) マンション名

3 補助金の交付決定額

	百万	十万	万	千	百	十	円
金					0	0	0

4 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更又は事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 当該年度の 1 月末日までに本診断の報告できない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 千葉市補助金等交付規則、千葉市耐震診断助成事業要綱及び千葉市耐震診断費補助金交付要綱を遵守すること。

(管理組合の名称)

(役職)

様

千葉市マンション耐震診断費補助金変更交付決定通知書
[本診断]

年 月 日付けで申請のあった耐震診断費補助金に係る変更交付申請について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市耐震診断費補助金交付要綱第 28 条の規定により準用する第 21 条第 2 項の規定により、通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震診断助成事業要綱第 2 条第 14 号に定める本診断

2 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

3 補助金の交付決定額 (変更後)

	百万	十万	万	千	百	十	円
金					0	0	0

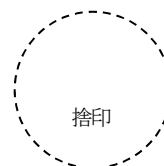
4 補助金の変更額

マイナス , 000 円(従前の交付決定額 , 000 円)

5 変更内容

6 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更又は事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 当該年度の 1 月末日までに本診断の完了を報告できない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告しその指示を受けること。
- (3) 千葉市補助金等交付規則、千葉市耐震診断助成事業要綱及び千葉市耐震診断費補助金交付要綱を遵守すること。



千葉県マンション耐震診断費補助事業実績報告書
[本診断]

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
報告者住所 区
管理組合の名称

代表者の役職・氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号により補助金の交付決定の
あった本診断を完了したので、千葉県耐震診断費補助金交付要綱第29条第1項の規定に
より報告します。

1 補助対象住宅の所在地(地番)、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

2 事業期間

着手 年 月 日

完了 年 月 日

3 補助金の交付決定額

	百万	十万	万	千	百	十	円
金					0	0	0

(添付書類)

- 1 本診断結果報告書
- 2 本診断結果報告書[概要版]
- 3 本診断の実施に係る契約書の写し
- 4 本診断に要した費用に係る領収書の写し

(管理組合の名称)

(役職)

様

千葉市マンション耐震診断費補助金額確定通知書
[本診断]

年 月 日付け千葉市マンション耐震診断費補助事業実績報告書[本診断]
及び提出された書類を審査した結果、本診断に要した費用に対する補助額を次のとおり確
定したので、千葉市耐震診断費補助金交付要綱第 28 条の規定により準用する第 25 条の
規定により、通知します。

年 月 日

千葉市長



	百万	十万	万	千	百	十	円
金					0	0	0

1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震診断助成事業要綱第 2 条第 14 号に定める本診断

2 補助対象住宅の所在地、名称

(1) 所在地 区

(2) マンション名

(管理組合の名称 (マンションの場合))

(役職 (マンションの場合))

様

千葉市耐震診断費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した耐震診断費補助金交付決定を、次のとおり取り消したので、千葉市耐震診断費補助金交付要綱第30条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震診断助成事業要綱第2条第12号、第13号又は第14号に定める

[木造住宅耐震診断 予備診断 (マンション) 本診断 (マンション)]

2 補助対象住宅の所在地

区

3 取り消す補助金の交付決定額

, 000円

4 取消しの理由

--

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(管理組合の名称 (マンションの場合))
(役職 (マンションの場合))
様

千葉市耐震診断費補助金返還命令書

千葉市耐震診断費補助事業に係る補助金について、千葉市耐震診断費補助金交付要綱第 3 1 条の規定により、その返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長 

1 補助事業の目的及び内容
千葉市耐震診断助成事業要綱第 2 条第 1 2 号、第 1 3 号又は第 1 4 号に定める
[木造住宅耐震診断 予備診断 (マンション) 本診断 (マンション)]

2 補助対象住宅の所在地
区

3 返還すべき金額

補助金の交付決定額		, 0 0 0 円
補助金の既交付額	合計	, 0 0 0 円
補助金の交付確定額	合計	, 0 0 0 円
返還すべき金額		, 0 0 0 円

年 月 日通知
年 月 日交付

4 返還期限
年 月 日まで

5 返還を命ずる理由

6 返還方法

(裏)

(注意事項)

市長が定める納付期限までに納付しなかったときは、延滞金を市に納付しなければならない。延滞金の額の計算及び減額又は免除については、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年千葉市条例第34号）の規定の例による。

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この命令の取消しを求める訴訟は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。